

**「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に
基づく運営・管理に関わる者の責任と権限の公表について**

大阪女学院大学及び大阪女学院短期大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）第1節機関内の責任体系の明確化」に基づき、運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体系について、以下のとおり公表します。

最高管理責任者

職名： 学長

責任と権限： 大阪女学院大学及び大阪女学院短期大学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負います。

また、最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運用・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮します。

統括管理責任者

職名： 大学・短期大学事務局 事務局長

責任と権限： 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について大阪女学院大学及び大阪女学院短期大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

部局責任者

職名： 大学・短期大学事務局 教務学生部研究支援業務担当者

責任と権限： 大阪女学院大学及び大阪女学院短期大学における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ちます。

2008年4月1日
大阪女学院大学
大阪女学院短期大学
(2014年4月1日改訂)